平成２２年（フ）第５７０号
埼玉県春日部市栄町１丁目407番地　第１レオパレス八木崎205号、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目25番８号　グリーンフォレスト101
債務者　山田　美奈
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　Ｆ．Ｉ．Ｓ越谷寮、前住所埼玉県吉川市吉川団地５番５号506
債務者　木佐美祐二
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
埼玉県草加市北谷１丁目６番10―102号
債務者　本多　　忠
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
埼玉県草加市北谷１丁目６番10―102号
債務者　本多　初江
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　エス．エス．エス越谷寮、前住所東京都江戸川区船堀５丁目８番３号　海洋工業
債務者　守山　悦安
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
埼玉県深谷市小前田2683番地17
債務者　小林　みほ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８０号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目22番地
債務者　櫻井　政信
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８９号
岐阜県多治見市生田町５丁目59番地　欅荘17号
債務者　片山　俊哉
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３７４号
長崎県長崎市上銭座町13番13号
債務者　小川　良一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
長崎県長崎市葉山１丁目38番３号　葉山ハイツ201号、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―403号
債務者　運天　政徳
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30　ファミーユ南長崎弐番館212号
債務者　原田　祥子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
長崎県長崎市諏訪町８番32号　諏訪コーポ205号
債務者　肥喜里浩二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
長崎県長崎市稲佐町40番14号　瀬戸方
債務者　中川　靖彦
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
長崎県長崎市三芳町13番６号
債務者　渡邊伊津子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６５号
札幌市北区太平10条４丁目２番１―202号
債務者　高橋はるみ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８２号
札幌市手稲区曙６条１丁目３番10号
債務者　佐伯　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０７号
札幌市東区北22条東19丁目３番15号　パストラル元町303号
債務者　沼　美佐恵
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部